

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 生活課

許認可等の内容	墓地使用の許可	市 No. 8
---------	---------	---------

審査基準	根拠法令及び条項	鹿沼市墓地使用条例第1条の2
	関係条項	鹿沼市墓地使用条例第1条の2及び第3条 鹿沼市墓地使用条例施行規則第2条
	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>○鹿沼市墓地使用条例第1条の2 鹿沼市墓地（以下「墓地」という。）を使用する者は、この条例の定めるところにより市長の許可を受けなければならない。</p> <p>○鹿沼市墓地使用条例第3条 墓地（4号墓地を除く。）を使用しようとする者は、本市に引き続き6月以上住所を有する者でなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>○鹿沼市墓地使用条例第3条の2 4号墓地を使用しようとする者は、思川開発事業南摩ダム建設に伴い水没する地区から移転する者又は当該地区にある墓地の権利者でなければならない。</p> <p>○鹿沼市墓地使用条例施行規則第2条 条例第1条の2の規定により墓地の使用許可を受けようとする者は、鹿沼市墓地使用許可申請書（様式第1号）に住民票の写しを添えて市長に申請しなければならない。</p> <p>●内規（H13.12.21市長決裁） 鹿沼市墓地使用条例の規定に加えて、次の使用者資格を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用者は鹿沼市に引き続き6月以上住所を有していること。 ・使用者及びその家族が使用する墳墓を持っていないこと。 ・使用者は原則として遺骨を保有していること。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年 10月 1日 設定 平成 13年 12月 21日 変更（※使用者資格の追加） 平成 年 月 日 変更（※）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 即日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成 9年 10月 1日 設定 平成 年 月 日 変更（※） 平成 年 月 日 変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 生活課

許認可等の内容	墓地使用権承継の許可	市 No. 11
---------	------------	----------

審査基準	根拠法令及び条項	鹿沼市墓地使用条例第9条
	関係条項	鹿沼市墓地使用条例施行規則第5条 民法第897条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>○鹿沼市墓地使用条例第9条 墓地の使用権は、祖先の祭祀を主宰すべき者※（以下「承継者」という。）が承継するものとする。（※民法参照）</p> <p>2 前条第1項の規定により使用権が消滅した後であっても、墳墓を改葬する以前に前使用者の承継者がその場所の使用を希望するときは、市長は、特に使用権の承継を許可することができる。</p> <p>○鹿沼市墓地使用条例施行規則第5条 条例第9条により墓地を承継して使用することを希望する者は、鹿沼市墓地承継使用許可申請書（様式第4号）を提出し許可を受けなければならない。</p> <p>○民法第897条 系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者がこれを承継する。但し、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者が、これを承継する。</p> <p>2 前項本文の場合において慣習が明かでないときは、前項の権利を承継すべき者は、家庭裁判所がこれを定める。</p>
	参考事項	
標準処理期間	設定等年月日	平成 9年10月 1日 設定 平成 年 月 日 変更（※） 平成 年 月 日 変更（※）
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日（休日は含まない。）
標準処理期間	設定等年月日	平成 9年10月 1日 設定 平成 年 月 日 変更（※） 平成 年 月 日 変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 生活課

許認可等の内容	見 笹 灵 園 使用 の 許 可	市 No. 16
---------	------------------	----------

審査基準	根拠法令及び条項	鹿沼市見 笹 灵 園 条例第4条第1項
	関係条項	鹿沼市見 笹 灵 園 条例第3条の2 鹿沼市見 笹 灵 園 条例施行規則第2条
	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>○鹿沼市見 笹 灵 園 条例 第3条の2 墓所を使用しようとする者は、本市に引き続き6月以上 住所を有する者でなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるとき は、本市以外に住所を有する者も墓所を使用することができる。</p> <p>○鹿沼市見 笹 灵 園 条例施行規則 第2条 条例第4条第1項の規定により墓所の使用許可を受けようと する者は、墓所永代使用許可申請書（様式第1号）に住民票の写し を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>○内規（H13.12.21市長決裁） 鹿沼市見 笹 灵 園 条例の規定に加えて、次の使用者資格を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用者は鹿沼市に引き続き6月以上住所を有していること。 ・使用者及びその家族が使用する墳墓を持っていないこと。 ・使用者は原則として遺骨を保有していること。
	参考事項	
標準処理期間	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成13年12月21日変更（※使用者資格の追加） 平成 年 月 日変更（※）
	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 即日（休日は含まない。）
標準処理期間	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 生活課

許認可等の内容	見 笹 畠 永 代 使用 料 の 還 付	市 No. 21
---------	----------------------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市見 笹 畠 永 代 使用 料 の 還 付												
	関係条項	鹿沼市見 笹 畠 永 代 使用 料 の 還 付												
	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>○鹿沼市見 笹 畠 永 代 使用 料 の 還 付</p> <p>既に納付した永代使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>○鹿沼市見 笹 畠 永 代 使用 料 の 還 付</p> <p>条例第12条第3項ただし書の規定により、永代使用料の一部を還付することができるのは、条例第8条第2項第2号に該当し、かつ、使用者が使用の許可を受けた日から5年以内に返還したときとし、その割合は、次に掲げるとおりとする。(下表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用許可後の期間</th> <th>墓所を使用しなかった場合</th> <th>墓所を使用後原状に復して返還された場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>80パーセント</td> <td>70パーセント</td> </tr> <tr> <td>1年を超える3年以内</td> <td>60パーセント</td> <td>50パーセント</td> </tr> <tr> <td>3年を超える5年以内</td> <td>40パーセント</td> <td>30パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定による永代使用料の還付を請求しようとする者は、墓所永代使用料還付申請書(様式第9号)により市長に申請しなければならない。</p>	使用許可後の期間	墓所を使用しなかった場合	墓所を使用後原状に復して返還された場合	1年以内	80パーセント	70パーセント	1年を超える3年以内	60パーセント	50パーセント	3年を超える5年以内	40パーセント	30パーセント
使用許可後の期間	墓所を使用しなかった場合	墓所を使用後原状に復して返還された場合												
1年以内	80パーセント	70パーセント												
1年を超える3年以内	60パーセント	50パーセント												
3年を超える5年以内	40パーセント	30パーセント												
	参考事項													
	設定等年月日	平成 9年 10月 1日 設定 平成 年 月 日 変更(※) 平成 年 月 日 変更(※)												
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 3日(休日は含まない。)												
	設定等年月日	平成 9年 10月 1日 設定 平成 年 月 日 変更(※) 平成 年 月 日 変更(※)												

(注)※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

市民部 生活課

不利益処分の内容	放置された自転車等に対する措置	市 No. 29
----------	-----------------	----------

処分基準	根拠法令及び条項	鹿沼市交通安全対策条例第8条
	関係条項	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第6条第3項
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>(放置自転車に関する措置) 第8条 (略) 2 市長は、公共の場所に自転車が放置されているときは、当該自転車を市長があらかじめ定めた場所に撤去し、保管することができる。 3・4 (略) 5 市長は、第2項の規定により撤去し、保管した自転車につき、第3項前段の規定による告示の日から起算して1月を経過してもなお引取りのない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第6条第3項の規定により当該自転車を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車につき買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市長は、当該自転車につき廃棄等の処分をすることができる。 6 第3項の告示の日から起算して6月を経過してもなお第2項の規定により保管した自転車(前項前段の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該自転車の所有権は、市に帰属する。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成11年 7月 1日変更(※) 平成12年12月22日変更(※売却の実施)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 協働のまちづくり課

許認可等の内容	利用の許可	市 No. 30
---------	-------	----------

	根拠法令及び条項	鹿沼市コミュニティセンター条例第4条
	関係条項	鹿沼市コミュニティセンター条例第5条
審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>鹿沼市コミュニティセンター利用許可の基準</p> <p>1 鹿沼市コミュニティセンター利用申請に対する許可（条例第4条） (1) センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 (2) 市長は、センターの施設管理上必要があると認めるときは、前項の許可をする場合に条件を付すことができる。</p> <p>2 鹿沼市コミュニティセンター利用許可基準（条例第5条） 市長は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。</p> <p>(1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。 (2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する行為をいう。）を行うおそれがある者が利用し、又はセンターの利用が暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。 (3) 施設又は附属設備を破損するおそれがあると認められるとき。 (4) その他センターの管理上支障があると認められるとき。</p>
	参考事項	
設定等年月日		平成13年 4月 1日設定 平成16年 8月 1日変更（※許認可基準の明確化） 平成25年 3月 1日変更（※暴力団排除条例の施行に伴う整理）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 1日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成13年 4月 1日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 協働のまちづくり課

許認可等の内容	利用の許可	市 No. 32
---------	-------	----------

審査基準	根拠法令及び条項	鹿沼市板荷林業センター条例第3条第1項
	関係条項	鹿沼市板荷林業センター条例第4条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>鹿沼市板荷林業センター利用許可の基準</p> <p>1 鹿沼市板荷林業センター利用申請に対する許可（条例第3条）</p> <p>(1) 鹿沼市板荷林業センター（以下「センター」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(2) 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、条件を付することができる。</p> <p>2 鹿沼市板荷林業センター利用許可基準（条例第4条）</p> <p>市長は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する行為をいう。）を行うおそれがある者が利用し、又はセンターの利用が暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。</p> <p>(3) 施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を破損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) 専ら営利を目的とする事業その他これに類するものと認められるとき。</p> <p>(5) その他センターの管理上支障があると認められるとき。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成16年 8月 1日変更（※許認可基準の明確化） 平成25年 3月 1日変更（※暴力団排除条例の施行に伴う整理）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 1日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 協働のまちづくり課

許認可等の内容	使用料の減免	市 No. 35
---------	--------	----------

審査基準	根拠法令及び条項	鹿沼市板荷林業センター条例第11条
	関係条項	
	基準 (未設定の場合 はその理由)	1 鹿沼市板荷林業センターの減免承認基準 市長は、利用者において使用料を納入できないやむを得ない事情があり、又は利用者から使用料を徴収しないことに公益上の理由があるときは、申請によって、使用料の一部又は全部に相当する額を免除することができる。
	参考事項	
標準処理期間	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成25年 3月 1日変更(※減免規定の明確化) 平成 年 月 日変更(※)
	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 1日(休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 協働のまちづくり課

許認可等の内容	利用の許可	市 No. 37
---------	-------	----------

	根拠法令及び条項	鹿沼市北部防災コミュニティセンター条例第3条第1項
	関係条項	鹿沼市北部防災コミュニティセンター条例第4条
審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>鹿沼市北部防災コミュニティセンター利用許可の基準</p> <p>1 鹿沼市北部防災コミュニティセンター利用申請に対する許可（条例第3条）</p> <p>(1) センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(2) 市長は、センターの施設管理上必要があると認めるときは、前項の許可をする場合に条件を付すことができる。</p> <p>2 鹿沼市北部防災コミュニティセンター利用許可基準（条例第4条）</p> <p>市長は、防災センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、防災センターの利用を許可しない。</p> <p>(1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する行為をいう。）を行うおそれがある者が利用し、又は防災センターの利用が暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。</p> <p>(3) 施設又は附属設備を破損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) その他防災センターの管理上支障があると認められるとき。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成13年 8月13日設定 平成16年 8月 1日変更（※許認可基準の明確化） 平成25年 3月 1日変更（※暴力団排除条例の施行に伴う整理）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 1日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成13年 8月13日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 協働のまちづくり課

許認可等の内容	使用料の減免	市 No. 39
---------	--------	----------

	根拠法令及び条項	鹿沼市北部防災コミュニティセンター条例第11条
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合 はその理由)	1 鹿沼市北部防災コミュニティセンターの減免承認基準 市長は、利用者において使用料を納入できないやむを得ない事情があり、又は利用者から使用料を徴収しないことに防災上その他公益上の特別な理由があると認めるときは、申請によって、使用料の一部又は全部に相当する額を減免することができる。
	参考事項	
標準処理期間	設定等年月日	平成13年 8月13日設定 平成25年 3月 1日変更(※減免規定の明確化) 平成 年 月 日変更(※)
	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 1日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成13年 8月13日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 協働のまちづくり課

許認可等の内容	利用の許可	市 No. 42
---------	-------	----------

	根拠法令及び条項	鹿沼市農村環境改善センター条例第3条
	関係条項	鹿沼市農村環境改善センター条例第4条
審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>鹿沼市農村環境改善センター利用許可の基準</p> <p>1 鹿沼市農村環境改善センター利用申請に対する許可（条例第3条） (1) センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 (2) 市長は、センターの施設管理上必要があると認めるときは、(1)の許可をする場合に条件を付すことができる。 (3) (1)の許可に係る事項を変更するときは、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 鹿沼市農村環境改善センター利用許可基準（条例第4条） 市長は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。</p> <p>(1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。 (2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する行為をいう。）を行うおそれがある者が利用し、又はセンターの利用が暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。 (3) 施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を破損するおそれがあると認められるとき。 (4) その他センターの管理上支障があると認められるとき。</p>
	参考事項	
設定等年月日		平成21年 3月 1日設定 平成25年 3月 1日変更（※暴力団排除条例の施行に伴う整理） 平成 年 月 日変更（※）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 1日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 協働のまちづくり課

許認可等の内容	使用料の減免	市 No. 45
---------	--------	----------

	根拠法令及び条項	鹿沼市農村環境改善センター条例第11条
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合 はその理由)	1 鹿沼市農村環境改善センター使用料の減免承認基準 市長は、利用者において使用料を納入できないやむを得ない事情があり、又は利用者から使用料を徴収しないことに公益上の理由があるときは、申請によって、使用料の一部又は全部に相当する額を免除することができる。
	参考事項	
標準処理期間	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成25年 3月 1日変更(※減免規定の明確化) 平成 年 月 日変更(※)
	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 1日(休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 協働のまちづくり課

許認可等の内容	利用の許可	市 No. 48
---------	-------	----------

審査基準	根拠法令及び条項	鹿沼市粟野生涯学習センター条例第3条
	関係条項	鹿沼市粟野生涯学習センター条例第4条 鹿沼市粟野生涯学習センター条例施行規則第4条 社会教育法第23条
基準 (未設定の場合はその理由)		<p>鹿沼市粟野生涯学習センター利用の許可の基準</p> <p>1 粟野生涯学習センター利用許可申請に対する許可（条例第3条） (1) センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 (2) 市長は、センターの施設管理上必要があると認めるときは、(1)の許可をする場合に条件を付すことができる。 (3) (1)の許可に係る事項を変更するときは、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 粟野生涯学習センター利用許可基準（条例第4条） 市長は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。</p> <p>(1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。 (2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する行為をいう。）を行うおそれがある者が利用し、又はセンターの利用が暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。 (3) 施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を破損するおそれがあると認められるとき。 (4) その他センターの管理上支障があると認められるとき。 (5) センターの利用に当たっては、(1)から(4)までの規定のほか、社会教育法（昭和24年法律第207号）第23条の規定を準用する。</p>
		(裏面へ)
参考事項		
設定等年月日		平成21年 3月 1日設定 平成25年 3月 1日変更（※暴力団排除条例の施行に伴う整理） 平成 年 月 日変更（※）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 1日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 協働のまちづくり課

許認可等の内容	利用の許可	市 No. 48
---------	-------	----------

(裏面)

審査基準	<p>3 社会教育法第23条の規定</p> <p>公民館は、次の行為を行ってはならない。</p> <p>(1) もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。</p> <p>(2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。</p> <p>(3) 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。</p> <p>4 利用許可の申請（規則第4条）</p> <p>(1) 申請者は、鹿沼市粟野生涯学習センター利用許可申請書（様式第1号。以下この条において「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。</p> <p>(2) (1)の規定による申請書の提出は、センターを利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月の前3月から利用日の前日までの期間内とする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。</p> <p>(3) (2)本文の場合において、初めて申請者となるときは、利用日から起算して前5日までに申請書を提出しなければならない。</p> <p>基準 (未設定の場合 はその理由)</p>
------	---

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 協働のまちづくり課

許認可等の内容	使用料の減免	市No. 50
---------	--------	---------

	根拠法令及び条項	鹿沼市粟野生涯学習センター条例第10条
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合 はその理由)	1 鹿沼市粟野生涯学習センター使用料の減免承認基準 市長は、利用者において使用料を納入できないやむを得ない事情があり、又は利用者から使用料を徴収しないことに公益上の理由があるときは、申請によって、使用料の一部又は全部に相当する額を免除することができる。
	参考事項	
標準処理期間	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成25年 3月 1日変更(※減免規定の明確化) 平成 年 月 日変更(※)
	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 1日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 協働のまちづくり課

許認可等の内容	特定非営利活動法人の設立の認証	市 No. 53
---------	-----------------	----------

	根拠法令及び条項	特定非営利活動促進法第10条第1項
	関係条項	特定非営利活動促進法第2条第2項及び第12条 特定非営利活動促進法施行条例第2条
審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 所轄庁は、特定非営利活動法人の設立の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。</p> <p>(1) 設立の手続並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。</p> <p>(2) 当該申請に係る特定非営利活動法人が第2条第2項に規定する団体に該当するものであること。</p> <p>(3) 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。</p> <p>イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）</p> <p>ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体</p> <p>(4) 当該申請に係る特定非営利活動法人が10人以上の社員を有すること。</p> <p>2 設立の認証の申請（県条例第2条）</p> <p>(1) 特定非営利活動法人の設立の認証を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。</p> <p>ア 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及びその他の事務所の所在地</p> <p>イ 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的</p> <p>ウ その他知事が必要と認める事項</p> <p>(2) 法第10条第1項第2号ハに規定する住所又は居所を証する書面は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写しその他の規則で定める書面とする。</p>
	参考事項	特定非営利活動促進法の手引き（県 県民文化課編集発行） 特定非営利活動法人制度事務処理要領（県 県民文化課編集発行）
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成25年 3月 1日変更 (※申請書の内容に「その他の事務所の所在地」を追加) 平成 年 月 日変更(※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 4か月以内（縦覧終了後2か月以内）（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 協働のまちづくり課

許認可等の内容	特定非営利活動法人の定款の変更の認証	市 No. 57
---------	--------------------	----------

	根拠法令及び条項	特定非営利活動促進法第25条第3項
	関係条項	特定非営利活動促進法第12条及び第25条第5項 特定非営利活動促進法施行条例第3条
審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 所轄庁は、特定非営利活動法人の設立の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。</p> <p>(1) 設立の手続並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。</p> <p>(2) 当該申請に係る特定非営利活動法人が第2条第2項に規定する団体に該当するものであること。</p> <p>(3) 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。</p> <p>イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）</p> <p>ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体</p> <p>(4) 当該申請に係る特定非営利活動法人が10人以上の社員を有すること。</p> <p>2 定款の変更の認証の申請（県条例第3条）</p> <p>(1) 特定非営利活動法人は、法第25条第3項の認証を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。</p> <p>ア 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及びその他の事務所の所在地</p> <p>イ 変更の内容及び理由</p> <p>ウ その他知事が必要と認める事項</p>
	参考事項	特定非営利活動促進法の手引き（県 県民文化課編集発行） 特定非営利活動法人制度事務処理要領（県 県民文化課編集発行）
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成25年 3月 1日変更 (※申請書の内容に「その他の事務所の所在地」を追加) 平成 年 月 日変更(※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 4か月以内（縦覧終了後2か月以内）（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 協働のまちづくり課

許認可等の内容	利用の許可	市 No. 67
---------	-------	----------

	根拠法令及び条項	鹿沼市まちなか交流プラザ条例第4条
審査基準	関係条項	鹿沼市まちなか交流プラザ条例第5条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>鹿沼市まちなか交流プラザ利用の許可の基準</p> <p>1 鹿沼市まちなか交流プラザ利用許可申請に対する許可（条例第4条） (1) プラザを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 (2) 市長は、プラザの施設管理上必要があると認めるときは、前項の許可をする場合に条件を付すことができる。</p> <p>2 鹿沼市まちなか交流プラザ利用許可基準（条例第5条） 市長は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。</p> <p>(1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。 (2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する行為をいう。）を行うおそれがあり、又はそのおそれがある組織若しくは団体に加入している者が利用し、又はプラザの利用が当該組織若しくは団体の利益になると認められるとき。 (3) 施設又は設備を破損するおそれがあると認められるとき。 (4) その他プラザの管理上支障があると認められるとき。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成25年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※ ） 平成 年 月 日変更（※ ）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成25年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※ ） 平成 年 月 日変更（※ ）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 協働のまちづくり課

許認可等の内容	使用料の減免	市 No. 69
---------	--------	----------

	根拠法令及び条項	鹿沼市まちなか交流プラザ条例第12条
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合 はその理由)	1 鹿沼市まちなか交流プラザ使用料の減免承認基準 市長は、使用料を納入できないやむを得ない事情があり、又は使用料を徴収しないことに公益上の理由があるときは、申請によって、使用料の一部又は全部に相当する額を免除することができる。
	参考事項	
標準処理期間	設定等年月日	平成25年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 7日(休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成25年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注)※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 協働のまちづくり課

許認可等の内容	特別の設備の設置等の許可	市 No. 71
---------	--------------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市まちなか交流プラザ条例第9条
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (②) (将来的に申請の対象が見込まれるもの、過去に申請実績がなく、又は申請がまれであって、あらかじめ基準を設定することが困難であるため。)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成25年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 市民課

許認可等の内容	埋葬、火葬又は改葬の許可	市 No. 73
---------	--------------	----------

審査基準	根拠法令及び条項	墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項
	関係条項	墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項 墓地、埋葬等に関する法律施行規則第1条、第2条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 埋葬、火葬又は改葬の許可（法第5条第1項） 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 許可基準（施行規則第1条及び2条） ア 埋葬及び火葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、墓地、埋葬等に関する法律第5条第2項に規定する市町村長に提出しなければならない。</p> <p>(ア) 死亡者の本籍、住所、氏名（死産の場合は、父母の本籍、住所、氏名） (イ) 死亡者の性別（死産の場合は、死児の性別） (ウ) 死亡者の生年月日（死産の場合は、妊娠月数） (エ) 死因 (オ) 死亡年月日（死産の場合は分べん年月日） (カ) 死亡場所（死産の場合は分べん場所） (キ) 埋葬又は火葬場所 (ク) 申請者の住所、氏名及び死亡者との続柄</p> <p>イ 改葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、墓地、埋葬等に関する法律第5条第2項に規定する市町村長に提出しなければならない。</p> <p>(ア) 死亡者の本籍、住所、氏名及び性別（死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名） (イ) 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日） (ウ) 埋葬又は火葬の場所 (エ) 埋葬又は火葬の年月日 (オ) 改葬の理由 (カ) 改葬の場所 (キ) 申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者との関係</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更（※ ） 平成 年 月 日変更（※ ）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更（※ ） 平成 年 月 日変更（※ ）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 市民課

許認可等の内容	使用の許可	市 No. 74
---------	-------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市斎場条例第3条第1項
関係条項		鹿沼市斎場条例第3条第2項 鹿沼市斎場条例施行規則第5条、第6条及び第7条
審査基準 (未設定の場合はその理由)		<p>1 斎場利用基準</p> <p>(1) 市長は、許可の申請が次に掲げる場合に該当するときに限り、これを許可することができる。ただし、市長が斎場の使用及び管理に支障がないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>ア 火葬の申請（イの申請を除く）であって、当該火葬に係る死亡者が本市の住民である場合又は規則で定めるものである場合</p> <p>イ 死産児の火葬の申請であって、当該死産児の父または母が本市の住民である場合（条例第3条第2項）</p> <p>ウ 手術肢体の焼却の申請であって、当該手術肢体に係る手術を受けた者が本市の住民である場合</p> <p>(2) 斎場を使用しようとする者が同時に数人あるときは、申請の順序によりその使用を許可する。ただし、感染症死体と普通死体とが同時に申請されたときは、感染症死体が優先する。（規則第5条）</p> <p>(3) 市長は、斎場の使用申請者が多数あって、火葬に支障があると認めるときは、使用を拒否することができる。（規則第6条）</p>
		(裏面1へ)
参考事項		
設定等年月日		平成 9年10月 1日設定 令和 7年10月 1日変更（※利用基準の見直し） 平成 年 月 日変更（※）
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)		総日数 即日（休日は含まない。）
設定等年月日		平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 市民課

許認可等の内容	使用の許可	市 No. 74
---------	-------	----------

	根拠法令及び条項	鹿沼市斎場条例第3条第1項
	関係条項	鹿沼市斎場条例第3条第2項 鹿沼市斎場条例施行規則第5条、第6条及び第7条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>(裏面1)</p> <p>(施行規則第7条)</p> <p>条例第3条第2項第1号(前頁ア)の規則で定めるものは、火葬に係る死亡者が次の各号のいずれにも該当する者である申請とする。</p> <p>(1) 死亡時において次に掲げる施設に入所していた者</p> <p>ア 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホーム</p> <p>イ 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム</p> <p>ウ 老人福祉法第20条の6に規定する経費老人ホーム</p> <p>エ その他入所のため市外に転居することがやむを得ない施設として市長が認めるもの</p> <p>(2) 第1号の施設に入所する直前の住所が本市にあった者</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 令和 7年10月 1日変更(※利用基準の見直し) 平成 年 月 日変更(※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日(休日は含まない。)
理期间	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注)※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 市民課

許認可等の内容	斎場使用料の減免	市 No. 77
---------	----------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市斎場条例第7条
	関係条項	鹿沼市斎場条例施行規則8条第1項
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 斎場使用料の減免（条例第7条） 市長は、利用者において使用料を納入できないやむを得ない事情があり、又は利用者から使用料を徴収しないことに公益上の理由があるときは、申請によって、使用料の一部又は全部に相当する額を免除することができる。</p> <p>2 斎場使用料減免の基準（施行規則9条第1項） 条例第7条の規定により使用料の減免をすることができるのは、申請者が本市の住民であって、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく生活扶助を受けている場合</p> <p>(2) その他市長が特に必要と認める場合</p>
参考事項		
設定等年月日		平成 9年10月 1日設定 平成25年 3月 1日変更（※減免規定の明確化） 令和 7年10月 1日変更（※引用条項の整理）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成21年 3月 1日変更（※標準処理期間の短縮（1日⇒即日）） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

市民部 市民課

許認可等の内容	住民票の消除に関する処分	市 No. 79
---------	--------------	----------

根拠法令及び条項		住民基本台帳法施行令第8条
処分基準	関係条項	
		<p>1 市町村長は、その市町村の住民基本台帳に記録されている者が転出をし、又は死亡したときその他その者についてその市町村の住民基本台帳の記録から除くべき事由が生じたときは、その者の住民票（その者が属していた世帯について世帯を単位とする住民票が作成されていた場合にあっては、その住民票の全部又は一部）を消除しなければならない。（住民基本台帳法施行令第8条）</p> <p>2 判定基準については、別紙のとおり。</p>
	基準 (未設定の場合 はその理由)	
	参考事項	
設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 令和 7年10月 1日変更（※判定基準の明確化） 平成 年 月 日変更（※）	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

3 実態調査判定基準票

NO	事例	迷惑を掛けている度合い	判定基準	実際の処分
1	一軒家だが、誰も居住していない場合	第三者に及ぼす影響はない(仮にあっても低い)と考えられる。	処分は保留	
2	一軒家だが、その家は競売に掛けられて、既に次の入居者が入っている場合	一軒家であっても、新しい住人がいるのであれば、その者に多大な迷惑を及ぼしている。	猶予期間を設けずにすぐに消除	
3	住民登録地を訪ねたが、そこには家らしきものもなく、近所の人に聞いても、その人の事を知っている人は全く居ない場合	居る事の確認も、居ない事の確認も取れないのだから、処分の判断をする事はできない。また、建物もないことから、次の入居者に及ぼす影響を考える必要もない。更に、別の観点から見ると、住民登録地の届出を間違っている可能性もある。後日、地番錯誤届に訪れる可能性もあることを考えると、積極的に消除する必要はないという結論になる。	処分は保留	
4 -1	実態調査対象者が、アパート・寮等に住民登録している場合	アパートの大家から見ると、次の入居者を入れることを考えても、迷惑の度合いは高い。また、仮に次の入居者が入ってしまえば、第三者に及ぼす迷惑度はより高くなってくる。	左の理由から、このような場合は職権消除の対象となる。但し、入居者から見ると、住所異動のための一定の猶予期間を設ける必要がでてくる。その猶予期間は、6ヶ月とし、また起算日は、契約期間満了の日とする。 ※一般的に、契約期間満了日までは入居できる権利があるから。また、契約期間内で、長期間、他県に仕事に出かけている、或いは海外に行っていることも考えられるから。	
-2	実態調査対象者が、アパートに入居していて、夜逃げをしてしまった場合	上と同じ。	上と同じ判定基準になる。ただし、起算日は、対象者が居なくなった日から6ヶ月とする。	
5	実態調査対象者が、アパートに住民登録している。大家に確認を取ったところ、そのような者とは契約をした事がないという場合	その者がその部屋に住民登録ができる権利は一切ない。更に、第三者(大家及び入居者)に多大な迷惑を掛けていると考えられる。	猶予期間を設けずにすぐに消除	
6	実態調査対象者が、あるアパートに入居しているが、そのアパートの大家は、入居者のプライバシーを理由に、入居状況の一切を教えてくれない場合	入居状況の確認が取れない以上、判断ができないので、処分保留となる。また、大家及び入居者に迷惑を掛けているという観点からすれば、一番迷惑を被るはずの大家が情報を提供しないのだから、その点を考慮する必要もない。	処分は保留	
7 -1	顔見知りではあるが、一緒に住んだことは一切ない。また住所変更するように連絡を取りたいが、連絡をすることができない場合	本来の居住者から住所を置くことの了承を得ておらず、またその住所での生活実態もないことから、本来の居住者に多大な迷惑を掛けていることが考えられる。	猶予期間を設けずにすぐに消除	
-2	一緒に住んでいたが、突然どこかに引越しってしまった。住所変更するように連絡を取りたいが、連絡をすることができない場合	ほぼ上記と同じと考えができる。	猶予期間を設けずにすぐに消除	
8	ある家族の一部の者が、実態調査対象となっている。そこに住んで居ない事は明らかだが、家族の一部の者から、住民票を消さないで欲しいとの要望があった場合	家族に迷惑を掛けているかという観点から見れば、消さないで欲しいと要望した者とそうでない者とで、判断は分かれることになる。基本的に、家族間の揉め事は、第三者が介入せずに、家族間で話し合ってその総意で決める事がよいと考えられる。	家族間の総意があった場合のみ、消除とする。様式は、別紙のとおり。	
9	実態調査対象者が、病院に入院或いは刑務所に入所している場合	いずれの場合も、住民異動をすることは事実上難しいと考えられる。	処分は保留	

※処分の決定方法:担当した事案について、上の表のいずれに該当するのか、該当する番号に○を付け、実際に行う処分の番号を上表右端の「実際の処分欄」に記入

する。処分の種類としては、①職権消除 ②一定期間経過を待って職権消除 ③保留(処分しない) に分かれる。

記載欄:

判定基準作成にあたっての基本となる考え方

基本となる考え方：実態調査の対象者が、住民登録をし続けることで、結果的に第三者に与える影響(迷惑)の大きさによって、処分の判断を決める。影響の大小によって、処分は

- ①職権消除
- ②一定期間経過を待って職権消除
- ③保留

に分かれる。具体的には判定基準を参照。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 人権・男女共同参画課

許認可等の内容	利用の許可	市 No. 80
---------	-------	----------

	根拠法令及び条項	鹿沼市隣保館条例第5条
	関係条項	鹿沼市隣保館条例第4条及び第6条
審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>鹿沼市隣保館利用の許可の基準</p> <p>1 鹿沼市隣保館利用許可申請に対する許可（条例第5条） (1) 隣保館を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 (2) 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、条件を付すことができる。</p> <p>2 利用者の範囲（条例第4条） 隣保館を利用することができる者は、隣保館の目的を達成するため、その利用が適当であると認められる者とする。</p> <p>3 隣保館利用許可基準（条例第6条） 市長は、隣保館の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、隣保館の利用の許可をしない。</p> <p>(1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。 (2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する行為をいう。）を行うおそれがある者が利用し、又は隣保館の利用が暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。 (3) 特定の政党を支持し、若しくはこれに反対し、又はその他の政治的活動を行うと認められるとき。 (4) 特定の宗教、教派若しくは教団を支持し、若しくはこれに反対し、又はその他の宗教的活動を行うと認められるとき。 (5) 専ら営利を目的とする事業その他これに類するものと認められるとき。 (6) 隣保館設置の目的に反すると認められるとき。 (7) その他隣保館の管理上支障があると認められるとき。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成16年 8月 1日変更（※許認可基準の明確化） 平成25年 3月 1日変更（※暴力団排除条例の施行に伴う整理）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 1日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 人権・男女共同参画課

許認可等の内容	利用の許可	市No. 82
---------	-------	---------

審査基準	根拠法令及び条項	鹿沼市同和対策集会所条例第4条
	関係条項	鹿沼市同和対策集会所条例第3条及び第5条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>鹿沼市同和対策集会所利用の許可の基準</p> <p>1 会館利用許可申請に対する許可（条例第4条）</p> <p>（1）会館の利用許可を受けようとする者は、あらかじめ鹿沼市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。</p> <p>（2）教育委員会は、前項の規定による許可をする場合においては、条件を付することができる。</p> <p>2 利用者の範囲（条例第3条）</p> <p>鹿沼市南部地区会館（以下「会館」という。）を利用することができる者は、会館の目的を達成するため、その利用が適当であると認められる者とする。</p> <p>3 会館利用許可基準（条例第5条）</p> <p>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の利用を許可しないものとする。</p> <p>（1）他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。</p> <p>（2）集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する行為をいう。）を行うおそれがある者が利用し、又は会館の利用が暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。</p> <p>（3）特定の政党を支持し、若しくはこれに反対し、又はその他の政治的活動を行うと認められるとき。</p> <p>（4）特定の宗教、教派若しくは教団を支持し、若しくはこれに反対し、又はその他の宗教的活動を行うと認められるとき。</p> <p>（5）専ら営利を目的とする事業その他これに類するものと認められるとき。</p> <p>（6）会館設置の目的に反すると認められるとき。</p> <p>（7）その他会館の管理上支障があると認められるとき。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成16年 8月 1日変更（※許認可基準の明確化） 平成25年 3月 1日変更（※暴力団排除条例の施行に伴う整理）
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。